

事業承継 ②

2016年2月12日

牧野総合法律事務所弁護士法人

弁護士・ファイナンシャルプランナー（AFP） 森 悟 史

第4 事業承継の進め方

今回は、事業承継とは何かを中心に説明しました。

今回は、具体的な進め方、方法を説明します。

中小企業庁の「事業承継ガイドライン」によると、事業承継は概ね以下の手順を踏むとされています。

1 現状の把握

- (1) 会社の経営資源の状況
 - ア 従業員の数、年齢等の現状
 - イ 資産の額及び内容やキャッシュフロー等の現状と将来の見込み
- (2) 会社経営リスクの状況
 - ア 会社の負債の現状
 - イ 会社の競争力の現状と将来の見込み
- (3) 経営者自身の状況
 - ア 保有自社株の現状
 - イ 個人名義の土地・建物の現状
 - ウ 個人の負債・個人保証等の現状
- (4) 後継者候補の状況
 - ア 親族内に後継者候補がいるか
 - イ 社内や取引先等に後継者候補がいるか
 - ウ 後継者候補の能力・適正はどうか
 - エ 後継者候補の年齢・経歴・会社経営に対する意欲はどうか

(5) 相続発生時に予想される問題点

- ア 法定相続人及び相互の人間関係・株式保有状況等の確認
- イ 相続財産の特定・相続税額の試算・納税方法の検討

2 承継の方法・後継者の確定

承継の方法・後継者の確定の主な内容は、以下の通りです。

- i 後継者探し
- ii 承継方法の決定
- iii 後継者教育

3 事業承継計画の策定

- i 事業承継の概要
後継者の確定、承継方法、承継時期等
- ii 事業の中長期目標
経営理念、事業の方向性、将来の数値目標等
- iii 事業承継を円滑に行うための対策・実施時期
関係者の理解、後継者教育、株式・財産の配分等

4 実施

5 まとめ

以上のような経緯をたどり、事業承継がなされますが、その実行には数年かかることもあります。後継者候補者の資質を見極める必要があるでしょうし、場合によっては、後継者として相応しいまでに育て上げなければなりません。取引先や金融機関との信頼関係構築もしなければならぬかもしれません。したがって、なるべく早く対策をたてる必要があります。また、そのためには法律や経営、税務の専門知識が必要となります。

第5 事業承継の方法

承継の方法には、①親族内承継、②従業員等への承継・外部からの雇い入れ、③M & Aがあります。

1 親族内承継

①の方法は、子を含め親族内から適切な後継者を選び、この者へ事業を承継させるものです。オーナー経営者の場合、できれば自分の子へ自分の会社を承継させたいと考えられると思いますが、現状では、子を含む親族への承継は6割程度に留まっています。

この①親族内承継については、相続時に行うことも可能ですが、経営者が健在なうちに行うべきです。事業承継で承継するものは株式だけでなく経営権もあります。経営権は、ノウハウや取引先との信頼関係等の無体財産も含まれており、この承継は一朝一夕にはできず、入念な準備を経て、時間をかけて行われる必要があります。また、後述する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（中小企業経営承継円滑化法）において、遺留分に関する民法の特例、課税の特例が認められており、節税のメリットもあります。

①の方法をとる場合、以下の点に注意する必要があります。

(1) 関係者の理解

- ア 後継者候補との意思疎通（候補者が複数いる場合は特に注意）
- イ 社内や取引先・金融機関への事業承継計画の公表
- ウ 将来の経営陣の構成を視野に入れて、役員・従業員の世代交代を準備

(2) 後継者教育

- ア 社内での教育
社内の各部門をローテーションさせる方法
責任ある地位に就ける方法
現経営者による直接指導
- イ 社外での教育
他社での勤務を経験させる方法
子会社・関連会社当の経営を任せる方法
セミナー等の活用

(3) 株式・財産の分配

- 株式・財産の分配（承継）の方法としては、
- ア 生前贈与
 - イ 遺言
 - ウ 会社法の活用
- がある。

会社法の活用には、後継者に株式を集中させるための、

- I 株式の買取、自己株式化
- II 相続人に対する売渡請求
- III 譲渡制限付株式の活用
- IV 拒否権付種類株式の活用

と、議決権をコントロールするための、

- III 譲渡制限付株式の活用
 - IV 拒否権付種類株式の活用
- などが挙げられる。

自社株式については、推定相続人全員に分配してしまうと、経営が不安定となることから、後継者への集中が必要となります。後継者及び友好的な株主が、3分の2以上の株式を保有することが望ましいとされています

その際のポイントは以下の通りです。

ア 後継者の相続税負担が大きくなることが予想されるので、その対策が必要。

イ 中小企業投資育成株式会社の増資新株引受による安定株主対策

一方において、その場合、後継者以外の推定相続人からすれば、不公平であると感じることがあり、後継者以外の推定相続人に対する配慮も必要となります。

なお、中小企業経営承継円滑化法では、遺留分に関する民法の特例が設けられ、経営者が生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員と合意した場合、その合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外できるとされています。

さらに、中小企業経営承継円滑化法の改正手続きが進められており、今後、上記遺留分に関する民法の特例の対象が拡充される見込みです。

一方において、後継者が社長等に就任した場合、金融機関から、現経営者と同様に、個人保証・担保提供を求められることがあります。

そのため、予め会社債務を圧縮しておくなど、後継者の負担を軽減するための措置を講じておくことが必要です。

2 従業員等への承継・外部からの雇い入れ

②の方法には、親族外の専務等への承継（社内）と、取引先や金融機関等からの雇い入れ（社外）のパターンがあります。

社内への承継の場合、会社の状況を十分理解している者への承継となることが多いことから、スムーズに進むこともありますが、後継者は、経営者等が有している自社株式の買取資力がなくともありえます。この場合使用される方法としてMBO（マネジメントバイアウト）があります。

一方、社外への承継の場合、社内に基盤がない者が後継者となることから、従業員や取引先からの反発が予想されるので、しっかりとした説明が必要となります。

②の方法を取る際の注意点は以下の通りです。

(1) 関係者の理解

ア 親族内承継の場合と比べ、より多くの時間が必要となる場合が多い

イ 現オーナーの親族の意向を確認する必要がある

(2) 後継者教育

親族内承継と同様の問題が生じる

(3) 株式・財産の分配

ア 株式については、一定程度を後継者に集中させることが必要

イ 後継者の株式取得のための資力確保

ウ 会社法の各種制度を利用

現オーナー親族のために議決権制限株式を発行する、現オーナーが拒否権付種類株式を保有する、相続人に対する売渡請求など

(4) 個人（債務）保証・担保の処理

ア 事業承継に先立ってできるだけ債務の圧縮を図る

イ 金融機関との交渉

ウ 負担に見合った報酬を後継者に確保する

3 M&A

M & Aとは合併・吸収という意味で、会社そのものを売買するということです。これには、合併、株式移転、株式交換、会社分割、事業譲渡、株式の売却などの方法がありますが、今回は、これ以上は触れません。

第6 終わりに

以上のように、事業承継が完了するまでには多くのステップがあり、相当の時間も必要です。なるべく早く対策を立てれば、選択肢も広がり、自社にとって有用な事業承継が可能となります。

もっとも、前述の通り、事業承継の方法は複数あり、どれを選ぶかによって結論が大きく異なってくることから、現状を適格に把握し、慎重に判断する必要があります。